

豊島区子どもの権利に関する条例
委員会報告書

平成17年 3月

豊島区子どもの権利条例（仮称）検討委員会

はじめに

私たちの社会の将来は現在の子どもたちの双肩にかかっています。そして、今日の社会は、かつて子どもであった私たちおとなによって担われています。この事実には異議を唱えるおとなはいないと思います。

いま、子どもたちは、親による虐待や養育の放棄、商業主義による子どもの商品化、浪費や薬物乱用をもたらす社会状況の拡大などのため、危機的といっている状況におかれています。私たちの社会の将来を考えると、今日の社会に対する責任がおとなにあることを改めて考えないわけにはいきません。

私たちの社会はその基本のところ、子どもなど自分自身で生活を維持することの困難な社会的弱者の生活に対する責任を親などの扶養に委ねることになっています。それですべての子どもが安全で安心な生活を実現することが可能と思われました。しかし、現実の違い、親による養育の放棄や虐待、酷使、浮浪や非行が頻発しました。

そのために先人たちは試行錯誤のうちに子どもの存在を一個の人格をもつ、固有の権利の主体として法的に承認し、子どもと子ども時代を保護し、保障する社会的な仕組みをつくりあげてきました。児童福祉法や児童虐待防止法、児童憲章、児童権利宣言、子どもの権利条約などがそれにあたります。

しかしながら、子どもたちが子ども時代をなおざりにし、その健全な成長を脅かすような今日の状況は、その試みがなお十分な成果をあげていないことを示しています。いまこそ、私たちおとなには、将来の社会を託す子どもたちに対して、子どもの権利を保障する十分な環境を提供することが求められています。

この1年、私たちは豊島区長の委嘱を受け「豊島区子どもの権利に関する条例（素案）」を構想することに委員それぞれのもてる力をあげて努力し、ここに成案をえることができました。条例素案策定の過程におきましては、先行自治体の事例に学び、また区内のさまざまな組織や団体から意見を聴取して進めてきました。関係者の皆様に委員会として感謝の念をお伝えするとともに、私たち委員を含め、すべてのものの努力が「豊島区子どもの権利に関する条例」としてかたちになることを期待してやみません。

平成17年 3月

豊島区子どもの権利条例（仮称）検討委員会
委員長 古川 孝 順

目 次

子ども施策をめぐる状況	
1．子どもの権利条例検討の背景	
(1) 第23期豊島区青少年問題協議会答申	... 1
(2) 豊島区基本構想	... 1
(3) 豊島区子どもプラン(豊島区子ども白書)	... 1
2．子どもの権利条例(仮称)検討委員会の経緯	
(1) 豊島区子どもの権利条例(仮称)検討委員会の設置	... 2
(2) 基本的な考え方	... 2
(3) 検討の方法について	... 3
3．子どもの権利条例(仮称)策定の視点	
(1) 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)との関係について	... 4
(2) 権利と義務、責任の関係について	... 4
(3) 地域社会の担い手として～市民自治と住民自治～	... 5
4．子どもの権利条例によって変わる子ども施策	... 5
豊島区子どもの権利に関する条例(素案) 条 文	... 7
豊島区子どもの権利に関する条例(素案) 解 説	
全体の構成	... 15
前 文	... 16
第1章 総 則	... 20
第2章 子どもの権利の普及	... 24
第3章 大切な子どもの権利	... 25
第4章 子どもの権利の保障	... 32
第5章 子どもの参加	... 44
第6章 子どもの権利侵害に関する救済と回復	... 47
第7章 子どもに関する施策の推進	... 51
第8章 雑 則	... 53
委員名簿・検討経過等 資 料	
委員会委員名簿	... 54
委員会における検討の経緯	... 55
起草部会名簿	... 56
起草部会における検討の経緯	... 56
聞き取り調査の実施、中間のまとめ説明会の実施	... 57
その他	... 57
設置要綱	... 58